

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成二十六年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
様式第1号（第2条関係） 認定こども園認定申請書 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供計画書 1―4 (略) 5 栄養士又は管理栄養士の配置状況等 <table><tr><td>配置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td><td>(略)</td></tr></table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配置場所	(略)	栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)	様式第1号（第2条関係） 認定こども園認定申請書 平成 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供計画書 1―4 (略) 5 栄養士の配置状況等 <table><tr><td>配置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td><td>(略)</td></tr></table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配置場所	(略)	栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)
配置場所	(略)								
栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								
配置場所	(略)								
栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								

様式第2号（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

(略)

(別紙1)・(別紙2) (略)
(別紙3)

(略)
認定こども園における給食提供計画書

1－4 (略)

5 栄養士又は管理栄養士の配置状況等

配 置 場 所	(略)
栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)

6・7 (略)

注 (略)

(別紙4)・(別紙5) (略)

様式第2号（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置届出書

平成 年 月 日

(略)

(別紙1)・(別紙2) (略)
(別紙3)

(略)
認定こども園における給食提供計画書

1－4 (略)

5 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	(略)
栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)

6・7 (略)

注 (略)

(別紙4)・(別紙5) (略)

別記様式第三号及び別記様式第四号の様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
様式第5号（第4条関係） 幼保連携型認定こども園設置認可申請書 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供計画書 1－4 (略) 5 栄養士又は管理栄養士の配置状況等 <table><tr><td>配置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td><td>(略)</td></tr></table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配置場所	(略)	栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)	様式第5号（第4条関係） 幼保連携型認定こども園設置認可申請書 平成 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供計画書 1－4 (略) 5 栄養士の配置状況等 <table><tr><td>配置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td><td>(略)</td></tr></table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配置場所	(略)	栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)
配置場所	(略)								
栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								
配置場所	(略)								
栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								

別記様式第六号から別記様式第九号までの様式中「」  を「 」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
様式第10号（第7条関係） 認定こども園運営状況報告書 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供報告書 1－4 (略) 5 栄養士又は管理栄養士の配置状況等 <table border="1"> <tr> <td>配 置 場 所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配 置 場 所	(略)	栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)	様式第10号（第7条関係） 認定こども園運営状況報告書 平成 年 月 日 (略) (別紙1)・(別紙2) (略) (別紙3) (略) 認定こども園における給食提供報告書 1－4 (略) 5 栄養士の配置状況等 <table border="1"> <tr> <td>配 置 場 所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 6・7 (略) 注 (略) (別紙4)・(別紙5) (略)	配 置 場 所	(略)	栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)
配 置 場 所	(略)								
栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								
配 置 場 所	(略)								
栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	(略)								

様式第11号（第7条関係）

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

（略）

（別紙1）・（別紙2）（略）

（別紙3）

（略）

認定こども園における給食提供報告書

1－4 （略）

5 栄養士又は管理栄養士の配置状況等

配 置 場 所	（略）
栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	（略）

6・7 （略）

注 （略）

（別紙4）・（別紙5）（略）

様式第11号（第7条関係）

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

平成 年 月 日

（略）

（別紙1）・（別紙2）（略）

（別紙3）

（略）

認定こども園における給食提供報告書

1－4 （略）

5 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	（略）
栄養士による必要な配慮が行われる体制の状況	（略）

6・7 （略）

注 （略）

（別紙4）・（別紙5）（略）

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則（平成二十六年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(施設及び設備の設置の特例) 第六条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 当該認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士又は管理栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。 四―六 (略)	(施設及び設備の設置の特例) 第六条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 当該認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。 四―六 (略)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事の提供に関する特例) 第二条 (略) 一 (略) 二 幼保連携型認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士又は管理栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。 三―五 (略)	(食事の提供に関する特例) 第二条 (略) 一 (略) 二 幼保連携型認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。 三―五 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。